

嬉 野 市 監 査 告 示 第 4 号

令 和 7 年 9 月 9 日

地方自治法第199条第4項の規定による監査の結果に基づき講じた措置について、
嬉野市長から報告があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

嬉野市監査委員 三根 清和

嬉野市監査委員 大久保正人

監査の結果に基づき措置を講じた旨の報告に係る事項

監査の種類	令和6年度 定期監査
監査執行対象	財政課
監査結果及び意見	備品管理について 一部の備品シールは劣化や剥がれにより、備品調書を突合できないものがあった。 備品の形状によってはシールが貼れないもの、剥がれやすいものが見受けられた。 直接記入をするなど何らかの工夫を検討されたい。
講じた措置の内容	指摘があった備品については、形状を考慮し、直接記入を行い、あるいは 備品シールにラミネート加工を施して固定するなど工夫を講じて対応しました。 今後も適正な備品管理に努めます。